

# 住宅等を飲食店等の用途へ変更をご検討中の方へ

## 用途変更に関する重要なお知らせ



### 確認申請の手続きが必要となる場合があります

用途の変更を行う部分の床面積が **200 m<sup>2</sup>を超えるもの**は建築基準法に基づく確認申請の手続きが必要です。



### 手続きが不要でも法令に適合させてください

手続きが不要な規模であっても建築基準法などの法令は適用されるため、用途変更の計画は法令に適合するものとしなければなりません。また、利用用途の変更により、適用される基準が厳しくなる場合があります。



### 場所によって用途変更ができない場合があります

都市計画法などにより場所によって建てられる建築物が決められているため、**そもそも用途変更ができない**ケースがあります。市街化区域や市街化調整区域、用途地域などを確認しましょう。



### 排水処理が浄化槽の場合さらに注意が必要です

浄化槽がある場合は、用途によって求められる処理性能が異なるため、**取り換えが必要になる**場合があります。

#### 当初の用途（代表例）

- ・住宅
- ・兼用住宅
- ・長屋
- ・事務所
- ・作業所
- ・倉庫



#### 変更後の用途（代表例）

- ・物販等店舗
- ・飲食店
- ・病院
- ・福祉施設
- ・共同住宅
- ・寄宿舍
- ・ホテル
- ・旅館



⚠️ 特に違反となってしまうことが多い用途変更の例 ⚠️

既存建築物をご活用の際は、**建築士等**の専門家に相談しましょう！



下関市  
Shimonoseki-city

都市整備部 建築指導課

☎083-231-1380